

## 品川区肝炎ウイルス検診実施要綱

制定	平成14年	6月27日	要綱第65号
改正	平成15年	4月1日	要綱第44号
改正	平成16年	4月1日	要綱第30号
改正	平成18年	4月1日	要綱第47号
改正	平成19年	4月1日	要綱第41号
改正	平成20年	4月1日	要綱第43号
改正	平成21年	3月10日	要綱第42号
改正	平成25年	3月21日	要綱第35号
改正	平成27年	3月3日	要綱第94号
改正	平成30年	3月20日	要綱第58号

### (目的)

第1条 B型及びC型肝炎ウイルスは、早期発見・早期治療により肝がんへの進行を防ぎ、治癒も可能な疾患である。区民に肝炎ウイルスに関する正しい知識を普及させるとともに、区民自身の肝炎ウイルス感染の状況を認識し、必要に応じて保健指導を受け、医療機関を受診することにより、肝炎による健康障害を回避し、症状を軽減し、進行を遅延させることを目的とする。

### (対象者)

第2条 肝炎ウイルス検診の対象者は、過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのない区民とする。

### (事業の実施)

第3条 肝炎ウイルス検診の実施については、次のとおりとする。

- (1) 地区医師会に委託して実施する。
- (2) 保健所において実施する。

### (実施医療機関)

第4条 地区医師会は、同会に加入している病院または診療所のうちから肝炎ウイルス検診実施医療機関（以下、実施医療機関とする）を指定するものとする。

### (実施期間)

第5条 実施医療機関における肝炎ウイルス検診は、年間を通じて診療時間内に実施する。保健所における肝炎ウイルス検診は、保健所長が別に定める日に実施する。

### (検診の内容)

第6条 検診の内容および判定は、次のとおりとする。

- (1) 検査項目
  - ア 問診
  - イ 1 HCV抗体検査
  - 2 HCV核酸増幅検査（HCV抗体検査により中力価または低力価とされた

検体に対して行う)

ウ HBs抗原検査

(2)判定

HCV抗体検査

ア HCV抗体高力価—「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定

イ HCV抗体中力価—HCV核酸増幅検査を行うこと

ウ HCV抗体低力価—HCV核酸増幅検査を行うこと

エ 陰性—「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定

HCV核酸増幅検査

ア HCV-RNAが検出された場合—「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定

イ HCV-RNAが検出されない場合—「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が低い」と判定

HBs抗原検査

ア 陽性

イ 陰性

(費用)

第7条 肝炎ウイルス検診に要する費用は、全額区の負担とする。

(区民への周知)

第8条 区は、区民に対して検診実施の周知を図るため、区の広報紙等への掲載をするものとする。

(検診後の措置)

第9条 実施医療機関および保健所は、検診結果を受診者に指導区分を附し、速やかに通知し必要な指導を行う。

2 実施医療機関は、地区医師会に結果を報告し、地区医師会は、実施医療機関からの報告をとりまとめ、区に報告するものとする。

(請求手続)

第10条 地区医師会は、請求書に必要書類を添えて区に請求するものとする。

(委任)

第11条 この要綱の施行について必要な事項は健康推進部長が別に定めるものとする。

付 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。